

2013年11月27日

## 「流通市場における虚偽開示書類に係る損害賠償責任」について

一般社団法人 日本ベンチャーキャピタル協会  
会長 安達俊久

### ～新興市場における影響等について～

■新興市場に新規上場する企業の経営者や開示担当役員が、虚偽開示書類に係る損害賠償責任についてそもそも認識がされていない可能性が高い。証券会社や取引所も新規上場の過程であまり積極的に説明していないと思われる。

→「無過失責任」を問われることだけをもってIPOを躊躇しているということはないと思われる。IPOを躊躇する理由は、内部統制の構築の負担、発表した予算に振り回されるといったことが大半である。

しかし、本来は虚偽開示に係る責任をよく理解して、上場するかしないかを判断すべきである。

■虚偽開示の多くは、不正経理（架空売り上げ、循環取引等）や役職員による横領等により過年度決算が誤っていたものと思われる。

→架空売り上げ等は確信犯であり、そもそも無過失ということ自体考えにくい。

一方、役職員による横領は、個人の犯罪であり、当該事案が発覚した結果、過年度決算の訂正が必要となるもので、そもそも提出会社が投資家を欺くための虚偽開示を直接意図したものではない。個人の犯罪は内部統制の限界を超えており、このようなケースで提出会社が無過失責任を負うことは適切ではない。

結論：「無過失責任」から「過失責任」への見直しは必然と考える。

一方、新興企業においても、この機会に経営者、開示担当役員に虚偽開示書類に係る損害賠償責任があるということを自覚して頂き、覚悟をして頂くことが必要であり、この覚悟がないと上場する資格はないということを認知させるべきである。

そのために、成長段階に応じたしっかりと内部統制、開示体制を構築する必要があり、その支えとなる人材（特にCFO）は、適切な開示を行うための最後の砦であることを認識すべきである。

以上